

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の変更点について

～5月8日以降、こう変わりました～

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、令和5年5月8日に2類相当から5類感染症へ変更されました。

これにより、行動制限や医療受け入れ体制など、これまでの対応と変わる部分がありますので、主な変更内容についてお知らせします。

1. 感染防止対策について

県や町が一律して対応を求めることはせず、個人や事業者が自主的に判断します。

マスク着用の考え方

○マスクの着用は個人や事業者の判断により自主的な取り組みをお願いします。

○高齢者など重症化リスクが高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が

効果的な以下の場面では、着用が推奨されています。

医療機関を受診するとき、高齢者施設等を訪問するとき など

○本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重してください。



2. 療養等の考え方について

今までは新型コロナ陽性者は7日間、濃厚接触者は5日間を基本とした外出自粛要請がありましたが、感染症法に基づくこれらの要請がなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断となります。

なお、厚生労働省は、療養期間の目安や、ご家族が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について、以下の通り示しています。

○本人が感染した場合

- ・発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症の翌日から5日間が経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることを推奨
- ・その後も、発症の翌日から10日間が経過するまでは、マスクを着用し、高齢者などの重症化リスクの高い方との接触を控えることを推奨

○ご家族が新型コロナウイルスに感染した場合

- ・ご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、可能であれば部屋を分け、限られた方でご家族のお世話をすること
- ・ご家族と同居をしている場合は、7日目までは手洗いや換気、マスクの着用や高齢者などの重症化リスクの高い方との接触を控えるなどの配慮をすること

※5月8日以降に新型コロナ感染症に感染した場合、保健所への報告や陽性者登録も不要となりました。

3. コロナかなと思ったら…

発熱された方や自宅療養の方からの相談などに対応する相談窓口を開設しています。

千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター
TEL:0570-200-139(土日・祝日を含む毎日24時間受付)



(裏面もお読みください)

4. 医療機関の受け入れ体制について

これまで、県で指定した医療機関などでしか受診・入院ができませんでしたが、これからは季節性インフルエンザなどの他の一般的な感染症と同様に幅広い医療機関で受診・入院ができます。

【外来】 まずはかかりつけの医療機関で相談してください。

かかりつけ医がない場合や、かかりつけ医で受診できない場合は、県の相談窓口などで受診先の相談をしてください。

【入院】 通常の入院医療体制の中で他の感染症と同様に対応する考え方へ段階的に移行していきます。それに伴い、臨時医療施設・宿泊療養施設は廃止されます。

5. 医療費の取り扱いについて

これまで陽性患者の医療費は公費負担（無料）でしたが、これからは保険診療となり、自己負担が生じます。

【外来】 原則、保険診療（自己負担あり）。

ただし、新型コロナ治療薬の薬剤費については、令和5年9月末までは全額が公費支援の対象となります。

【入院】 医療費は保険診療（自己負担あり）、食事代は自己負担。

令和5年9月末までは、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額する措置があります。

6. 感染動向の把握について

陽性者数の全数把握は終了となり、県が指定した特定の医療機関からの週1回の報告をもとに流行状況が把握されるようになります。それに伴い、日ごとの新規感染者数等の発表は終了となります。

7. その他の終了する支援等について

感染症法に基づく対応として実施されてきた以下の事業は、5類移行後は終了となります。

- 陽性者登録センター
- 抗原検査キット配布事業
- 療養証明書の発行
- 療養期間中の食事支援事業
- パルスオキシメータの配布
- など

今後は、発熱などの急な体調不良に備えて、抗原検査キットや解熱剤、食料品などをご自身で備蓄しておきましょう。

基本的感染対策は引き続き有効です

場面に応じたマスクの着用

手洗い・うがい

換気



3密の回避

体調不良時のセルフ検査

ワクチン接種

【問い合わせ先】

御宿町保健福祉課保健事業班

TEL：0470-68-6717

0470-68-6570（保健センター直通）